A－五規則　同等の適合性

娯楽若しくは競技のためにのみ使用されるプレジャーボート又は主として捜索及び救助に使用される舟艇であって、全長五十メートル未満で、かつ、バラスト水容積が最大八立方メートルのものとこの附属書との同等の適合性については、機関が作成する指針を考慮して主管庁が決定する。

B節　船舶に対する管理及び規制の要件

B－一規則　バラスト水管理計画

船舶は、バラスト水管理計画を備え、かつ、これを実施するものとする。当該計画は、機関が作成する指針を考慮して主管庁が承認する。バラスト水管理計画は、それぞれの船舶に固有のものであり、かつ、少なくとも次の要件を満たすものとする。

1　この条約によって要求されるバラスト水管理に関連する船舶及び乗組員のための安全に関する手続を詳述すること。

2　この条約に定めるバラスト水管理の要件及び補足的なバラスト水管理の方法を実施するためにとられる措置を詳細に記述すること。

3　沈殿物の次に掲げる処理のための手続を詳述すること。

3.1　海上における処理

3.2　陸揚げによる処理

4　バラスト水の海洋への排出を伴う船舶内のバラスト水管理についてバラスト水の排出が行われる水域の所在する国の当局と調整を行うための手続を含むこと。

5　計画が適切に実施されるよう確保することを担当する船舶内の職員を指名すること。

6　この条約に基づいて定める船舶についての報告の要件を含むこと。

7　船舶の常用語で記載されること。使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。

B－二規則　バラスト水記録簿

1　船舶は、バラスト水記録簿（電子記録システムによるもの又は他の記録簿若しくはシステムに統合されているものを含む。）を備えるものとし、当該バラスト水記録簿には、少なくとも付録Ⅱに規定する情報を記載するものとする。

2　バラスト水記録簿への記載は、最後の記載を行った後少なくとも二年間船舶内に保持し、その後は、会社の管理の下に少なくとも三年間保持するものとする。

3　A－三規則、A－四規則若しくはB－三規則6に基づくバラスト水の排出を行う場合又は事故その他の理由による例外的なバラスト水の排出であってこの条約によって除外されていないものを行う場合には、バラスト水記録簿に当該排出の状況及び理由を記載するものとする。

4　バラスト水記録簿は、合理的なときはいつでも容易に検査することができるように備えるものとし、乗組員のいない被えい船の場合には、えい航船に備えることができる。

5　バラスト水に関する作業は、バラスト水記録簿に遅滞なく完全に記録するものとする。各記載は、当該作業の担当職員によって署名され、各記載が完了したページには、船長が署名する。バラスト水記録簿は、船舶の常用語で記載する。その言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。船舶の旗国の公用語も使用される場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

6　締約国から正当に権限を与えられた職員は、この規則の適用を受けるいずれかの船舶が当該締約国の港又は沖合の係留施設にある間は、当該船舶に備えられているバラスト水記録簿を検査することができるものとし、また、当該バラスト水記録簿の記載の写しを作成し、当該船舶の船長に対しその写しが当該バラスト水記録簿の真正な写しであることを証明するよう要求することができる。このようにして証明された写しは、いかなる訴訟手続においても、当該記載が述べている事実の証拠と認められる。バラスト水記録簿の検査及び証明された写しの作成は、船舶に不当な遅延を生じさせることのないようできる限り速やかに行う。

B－三規則　船舶のためのバラスト水管理

1　二千九年より前に建造された船舶であって、

1.1　千五百立方メートル以上五千立方メートル以下のバラスト水容積を有するものは、二千十四年までは、少なくともD－一規則又はD－二規則に定める基準を満たすバラスト水管理を行い、その後は、少なくともD－二規則に定める基準を満たすものとする。

1.2　千五百立方メートル未満の又は五千立方メートルを超えるバラスト水容積を有するものは、二千十六年までは、少なくともD－一規則又はD－二規則に定める基準を満たすバラスト水管理を行い、その後は、少なくともD－二規則に定める基準を満たすものとする。

2　1の規定が適用される船舶は、当該船舶に適用される基準の遵守が求められる期限の年における当該船舶の引渡しの基準日の後遅くとも最初の中間検査又は更新検査のうちいずれか早い検査までに1の規定を遵守するものとする。

3　二千九年以後に建造される船舶であって五千立方メートル未満のバラスト水容積を有するものは、少なくともD－二規則に定める基準を満たすバラスト水管理を行うものとする。

4　二千九年以後二千十二年より前に建造された船舶であって五千立方メートル以上のバラスト水容積を有するものは、1.2の規定に従ってバラスト水管理を行うものとする。

5　二千十二年以後に建造される船舶であって五千立方メートル以上のバラスト水容積を有するものは、少なくともD－二規則に定める基準を満たすバラスト水管理を行うものとする。

6　この規則に定める要件は、バラスト水の受入施設のために機関が作成する指針を考慮して設計された受入施設にバラスト水を排出する船舶については、適用しない。

7　バラスト水管理以外の方法は、1から5までに定める要件に代わるものとして認めることができる。ただし、そのような方法は、環境、人の健康、財産又は資源に対してこれらの要件と少なくとも同等の程度の保護を確保するものであり、かつ、原則として委員会が承認するものであることを条件とする。

B－四規則　バラスト水の交換

1　D－一規則の基準を満たすためにバラスト水の交換を行う船舶は、次の要件を満たすものとする。

1.1　可能なときは、最も近い陸地からの距離が少なくとも二百海里で、かつ、少なくとも水深二百メートルの水域において、機関が作成する指針を考慮して行う。

1.2　船舶が1.1の規定に従ってバラスト水の交換を行うことが不可能なときは、バラスト水の交換は、最も近い陸地からできる限り離れて行うものとし、いかなる場合にも最も近い陸地からの距離が少なくとも五十海里で、かつ、少なくとも水深二百メートルの水域において、1.1に規定する指針を考慮して行う。

2　最も近い陸地からの距離又は水深が1.1及び1.2に定める条件を満たさない海域において、寄港国は、適当なときは、近隣の国又は他国と協議の上、船舶がバラスト水の交換を1.1に規定する指針を考慮して行うことができる海域を指定することができる。

3　船舶は、1に定める要件に適合するため、予定された航海を変更し、又は航海を遅延させることを要求されない。

4　バラスト水の交換を行う船舶は、バラスト水の交換が、荒天状態、船舶の設計若しくは応力、設備の損傷又はその他の異常な状況により、当該船舶、その乗組員若しくはその乗客の安全又は船舶の復原性を脅かすおそれがあると船長が合理的に決定する場合において、適当なときは、1又は2の規定に適合することを要求されない。

5　船舶がバラスト水の交換を行うことを要求される場合において、当該船舶がこのB－四規則に従いバラスト水の交換を行わないときは、その理由をバラスト水記録簿に記載するものとする。

B－五規則　船舶のための沈殿物の管理

1　全ての船舶は、船舶のバラスト水管理計画の規定に従い、バラスト水を積載するために指定された場所から沈殿物を除去し、及び処理するものとする。

2　B－三規則3から5までに規定する船舶は、安全性又は運航の効率を低下させることなく、船舶への沈殿物の取入れ及び望ましくない貯留を最小にし、沈殿物の除去を容易にし、並びに沈殿物の除去及び試料採取のための安全なアクセスが提供されるように、機関が作成する指針を考慮して設計され、及び建造されるべきである。B－三規則1に規定する船舶は、実行可能な限り、この2の規定に適合すべきである。